

産官協議会「FinTech／キャッシュレス化」第2回

日時：平成30年11月12日 10:00～12:00

場所：中央合同庁舎4号館共用123会議室

1. 議事

- (1) 開会
- (2) 金融・商取引関連法制の機能別・横断的法制への見直しについて
- (3) 世界最高水準の本人確認手続（KYC）の実現について
- (4) 閉会

2. 出席者

【未来投資会議 議員】

竹中 平蔵 東洋大学教授、慶應義塾大学名誉教授

【アドバイザー】（五十音順）

石川 徹 みずほ銀行 コンプライアンス推進部 副部長
翁 百合 日本総合研究所 理事長
白石 志郎 全国銀行協会 委員会室 室長
関 聡司 楽天株式会社 執行役員 渉外室 ジェネラルマネージャー
長福 久弘 LINE Pay 株式会社 取締役 COO
辻 庸介 株式会社マネーフォワード 代表取締役社長 CEO
丸山 弘毅 FinTech 協会 代表理事
康井 義貴 株式会社 Origami 代表取締役社長
吉川 徳明 メルカリ 社長室 政策企画 マネージャー

【省庁】

内閣官房

新原 浩朗 日本経済再生総合事務局 事務局長代理補
平井 裕秀 日本経済再生総合事務局 事務局次長
佐藤 正之 日本経済再生総合事務局 事務局次長
太田原 和房 日本経済再生総合事務局 参事官

浅岡 孝充 番号制度推進室 企画官

金融庁

松尾 元信 企画市場局 参事官
岡田 大 企画市場局 信用制度参事官

経済産業省

山本 和徳 商務情報政策局 商務・サービスグループ 参事官
津脇 慈子 商務情報政策局 商務・サービスグループ 参事官室 政策企画委員

警察庁

田中 勝也 長官官房 審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）
服部 準 刑事局 組織犯罪対策部 暴力団対策課長

3. 金融・商取引関連法制の機能別・横断的法制への見直しについて、金融庁、経済産業省、LINE Pay 株式会社、株式会社メルカリ、FinTech 協会、楽天株式会社より、資料 2～7 に沿って説明。

（アドバイザー・関係省庁からの意見の概要（順不同））

- ユーザーにメリットがあり、フェアな自由競争ができるという実現可能な法制度に近づいている。その上で、①利用者保護について、各社が取り組むところはあるが、国としてもマイナンバーカードとの連携により、コストを下げる仕組みを作ってほしい。②プラットフォーム規制について、個人情報保護の観点等、海外プレーヤーとのやりとりも重要。基本的にはフェアな競争環境を整備すべき。③需給のバランスを瞬間的に是正するのが FinTech であると考えており、中小企業に対するレンディングの上限金利等、需給バランス是正を阻害するものを是正する規制緩和が望ましい。
- 中国の市場が成熟してきた印象。海外での FinTech の事例と施策が積み上がってきたので、海外の事例をよくケーススタディして参考にできると良い。
- 新しいサービスが提供される場合、事前に全ての穴を塞ぐことは困難であり、社会コストとして膨大なコストとなる。また 100%の保証を求められる環境では、イノベーションが起きにくくなる。運営社側がリスク表示、説明等きちんと行うことが前提であるが、その上でユーザーが行った行動に対して全ての責任が運営社側にあるという考え方は避けるべき。説明責任と自己責任の良いバランスを見つけることが、社会全体として必要。
- 技術革新のスピードに行政が対応できるようにしてほしい。ビジネスモデルの多様化やエコシステム形成のスピードに対し、法律では追いつけないため、ガイドライン

や自主規制を組み合わせた対応が必要。事業者の「性能」にあった規制との説明があったが、当局も専門性を引き上げ、合理的な監督をしていただきたい。資金移動業者の供託義務も、IT化して、より使いやすいシステムにしないとイケない。

- 未来投資会議で金融を取り上げているのは、①本来成長産業である金融という産業を成長戦略の中でどう促進させるか、②今後ビッグデータの競争において、最大の武器がキャッシュレスであり、これをいかに高めるか、が重要なポイントだからである。キャッシュレス比率の高い国には、各国別のトリガーがあるため、日本のトリガーを何とするかも重要。このトリガーに関し、どの時点でどの国のキャッシュレス比率が高まったか、きっかけは何であったか、勉強していただけると助かる。また、本日の議論では、資金移動業における送金サービスの100万円上限は低すぎるということ、及び給料支払についてのペイロールを導入すべきであることについては、事業者間の意見は一致していると理解。
- 決済の横断化については金融審議会の金融制度スタディグループで議論している。資金移動業者がエコシステムを形成して競争を繰り広げている中、審議会においてもこうした既存の業者への影響も論点の一つとして掲げたところ。規制の柔構造化をいかに図っていくかが重要という認識。キャッシュレス比率4割を達成するためには、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカードを推進することに加え、口座振替等も含めた広義のキャッシュレスについてもオープンAPI等を通じて進めていくことが必要であると考えている。消費税増税とオリンピック・パラリンピックを好機と捉え、官民一体として進めていく。
- クレジットカードについて、保有率は比較的高いにもかかわらず、なかなか普及しない原因としては、手数料の問題が大きい。QRコード等は個店に対するアクセスルートが開拓しにくい、地銀や信金、商工会議所等のルートで広報し、普及させていく。消費税増税、オリンピック・パラリンピックが良い機会となる。また、お金がいくらあるのか認識しつつ支払いたいとのニーズが多いため、プリペイドカードの普及も重要。
- 銀行と銀行以外との垣根が低くなっており、利用者保護を確保することが大前提となっている。資金移動業の100万円上限については、規制とのバランスの問題。システムの安定性やマネロン対策への要請の高まる中で、これらをどう考えるかが重要。現状、FinTech業者と銀行とは補完関係にあるが、その補完関係のバランスが崩れるデメリットも考える必要がある。
- キャッシュレスについて、ある中国の利用者は、少額決済はAlipay、高額決済はポイントが付くクレジットカードを使うと言っていた。また、Alipay口座にお金を入れておくと利息で増えるのでありがたいという話も聞く。つまり、これは経済合理性の問題であり、中国では経済合理性を上げるために一社でも何千億円と使っているのに対し、日本ではまだ業界全体の投資で百億円規模と、海外との差がかなり大きい。どうやってこの業界にお金が出る仕組みを考えるかが重要。

4. 世界最高水準の本人確認手続（KYC）の実現について、警察庁、金融庁、内閣官房番号制度推進室より、資料8～10に沿って説明。

（アドバイザー・関係省庁からの意見の概要（順不同））

- 同一企業グループ内に限らず、一部の特定事業者（金融庁所管業者を指し、資金移動業者も含む）間であれば、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、犯収法）施行令13条に基づき、本人確認事務を委託することで、委託先が行った本人確認を活用し2回目以降の本人確認を省略できる。これは警察庁が明確にした解釈であり、ブロックチェーン技術を活用した本人確認に係る実証実験の報告書（金融庁 HP）にも明記されている。
- FinTech 事業者として、犯収法施行令13条の解釈が示され、本人確認を相互に委託できることが明確になり、大変ありがたい。事業者は、政府内で検討されている新たな法解釈等をすべて理解することは難しいので、今後も行政と密にコミュニケーションをとらせてほしい。また、FinTech 事業者においても、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、必要な体制整備等を行った事業者に限って、警察庁や都道府県警察が有している暴力団情報を照会することができるよう議論を始めさせていただきたい。これらの情報を活用させていただくにしても、フリーライドをするつもりはなく、どのような課題を克服する必要があるのか、どのような体制やルールを整備する必要があるのかをお伺いして、それらの課題の克服に向けて事業者側も努力をしていきたいと考えている。今後、ご相談を開始させていただきたい。
- マイナンバーカードの公的個人認証を用いた本人確認については、マイナンバーカードの普及率と読み取り端末の普及が課題。現在販売中の Android 端末のうち48機種に、既に読取対応リーダーが搭載されている。マイナンバーカードの使い勝手をより良くするため、公的個人認証の電子証明書を SIM カード等に入れられないか、住所変更や死亡の情報もマイナンバーカードの公的個人認証で本人確認を行っていただければわかるようにできないか等につき、今後検討していく予定。これらの件については、超党派で議員立法の動きもあるものと承知。